

# 令和5年度 福岡県プレイリーダー研修実施要項

## 1 趣旨

地域における青少年の健全育成の取り組みはますます重要性を増し、その中核を担う地域子ども会・子どもサークル等の活性化及び地域における体験活動の推進が必要不可欠となっている。

そこで、本研修はプレイリーダーの育成によって、地域に根ざした子ども会や子どもサークル活動の活性化及び体験活動の推進を図り、青少年の健全育成に資するために実施する。

## 2 主催

福岡県教育委員会 福岡県子ども会育成連合会

## 3 主管

福岡県立少年自然の家「玄海の家」(1級)

各教育事務所(2級)

## 4 組織

研修内容の検討及びあり方についての協議をするため、福岡県プレイリーダー研修推進委員会を開催する。委員は次のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 福岡県教育庁教育振興部社会教育課 担当者
- (3) 福岡県子ども会育成連合会役員
- (4) 研修会を主管する福岡県教育庁各教育事務所および施設の担当者

## 5 対象

- (1) 子ども会育成会役員及び会員
- (2) 子どもサークル指導者
- (3) 市町村行政青少年担当職員
- (4) 幼・小・中学校教職員
- (5) 子どもの遊びに関心がある人

## 6 内容及び概要

	【2級】	【1級】
研 修 内 容	<p>企画するに当たっては、以下の3領域の活動を取り入れる。</p> <p>領域① 指導者のあり方 [0.5時間以上]</p> <p>領域② 子どもの安全管理 [2時間以上]</p> <p>領域③ 子どもの体験活動 [3時間以上]</p> <p>※2つの領域の要素を含む活動も可 (野外炊飯時のKYT等)</p>	<p>企画するに当たっては、以下の5領域の活動を取り入れる。「実践レポートの作成」については必修とする。</p> <p>領域① 指導者のあり方</p> <p>領域② 子どもの安全管理</p> <p>領域③ 子どもの体験活動</p> <p>領域④ 子どもの体験活動の企画・運営</p> <p>領域⑤ 子どもの理解</p>
研 修 時 間	6時間以上(原則※別紙特例事項参照)	30時間以上
企 画 実 施	各教育事務所又はブロック子ども会育成会連絡協議会が管内市町村と協議して実施する。	「玄海の家」が実施する。
主管事務局	各教育事務所	「玄海の家」
年 齢 制 限		18歳以上(高校生を含む)
評 価	修了認定は、研修時間の全日程を受講した場合とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修時間の90%以上を受講した場合とする。</li> <li>研修は分割受講可能であり、修了を認定された時間の有効期間は4年間とする。</li> <li>普通救命講習は必修とする。また、消防署で実施される「普通救命講習Ⅰ」(3時間)を受講済みの場合は、修了証の写しを実践レポート前までに提出することにより単位として認定するものとする。この場合、修了証の発行が1級の受講を修了する年の過去3年以内(4月1日～3月31日を1年間とする)のものを有効とする。</li> <li>実践レポートは、最終年度に必修とする。</li> </ul>
有 効 期 限※2	修了した年も含め4年間 ※研修会が中止等の場合は、翌年に更新可	修了した年も含め4年間(期限内でも聴講は可能) ※研修会が中止等の場合は、翌年に更新可
修了者活用	修了者は、居住する市町村での子ども会や少年団体、学校等における活動の指導・支援者として位置づけられる。	<p>修了者は、県内の学校や子ども会育成会、少年団体等の総会、研修会等で指導者として広く紹介されるとともに、活動の指導・支援者として位置づけられる。</p> <p>また、プレイリーダー研修1級修了後、定められた実習を終えた者を、実践的能力を持つ指導者とみなし、「福岡県プレイリーダーSTAFF」として認定する。</p>
研 修 案 内	各教育事務所及び各市町村は、2級修了者に対して、1級の取得を積極的に働きかける。	福岡県教育委員会及び「玄海の家」は、各教育事務所を通じて、1級の取得を積極的に働きかける。
修了証及び指導者カード	修了者には、県子連ブロック協議会並びに教育事務所の連名で「修了証」を発行する。	<p>修了者には、福岡県教育委員会並びに県子連の連名で「修了証」及び「福岡県プレイリーダー1級指導者証」を発行する。</p> <p>更に「体験活動・安全管理等の指導」を5回以上、及び「安全管理に関する講習」を3回以上受講した者には「福岡県プレイリーダーSTAFF認定証」を発行する。</p>
名 簿 作 成	修了者については、各教育事務所が名簿を作成し、県子連及び「玄海の家」が共有する。	修了者については、「玄海の家」が名簿を作成し、各市町村教育委員会、各教育事務所、県社会教育課、県子連及び「玄海の家」が共有する。